

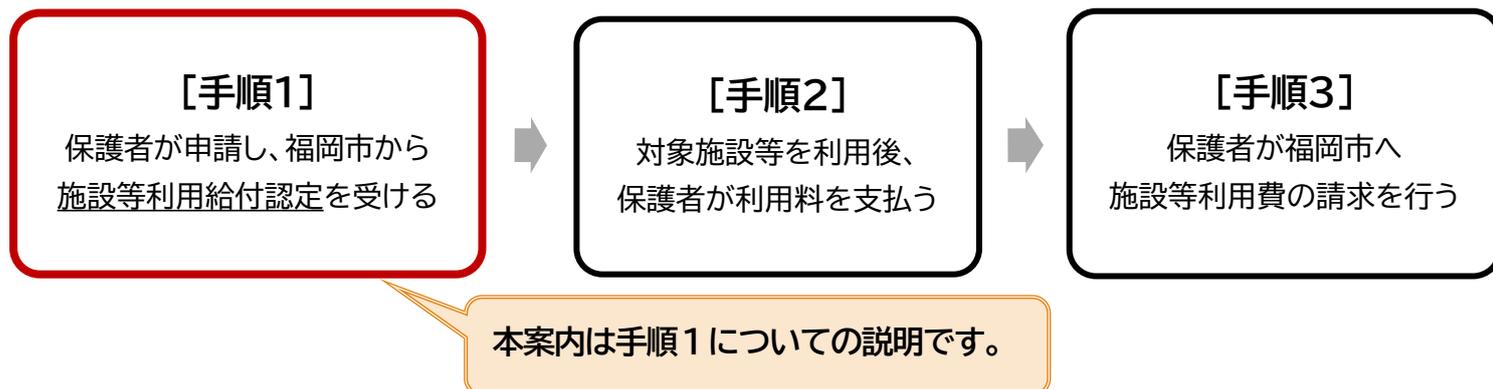
認可外保育施設等を利用している方へ

お手続きはオンライン申請が便利です →



## 福岡市 幼児教育・保育の無償化 施設等利用給付認定を受けるまでに必要な手続きのご案内

福岡市在住で、保育を必要とする3～5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童を対象に、利用料(保育料)の給付を実施しています。給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。



### 1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から施設等利用給付認定を受けた場合に、給付対象となります。

クラス(実施年齢)	必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (R2.4.2生～R5.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児 (R5.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で、保育の必要性があること

※無償化の対象となる認可外保育施設等を利用中・利用予定の方が対象です。

認可保育所や認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設を定期利用している方は、本申請はできません。

令和8年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日 ～

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

## 2. 対象施設

無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等が対象となります。

※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けた施設が、立ち入り調査等により証明書交付の要件を満たさなくなり証明書を返還することとなった場合、無償化の対象施設ではなくなることがあります。

・認可外保育施設  
（一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）  
・一時預かり事業（一般型）、一時保育事業  
・病児保育事業  
・ファミリー・サポート・センター事業  
福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）  
でご確認ください。（福岡市外の施設については、施設へご確認ください。）



認可外保育施設等

## 3. 給付の対象および給付上限額について

認定を受けた子どもの保護者が認定の有効期間内において、無償化対象の認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で給付します。認定区分により上限額が異なります。

クラス(実施年齢)	認定区分	月額上限額(R8.4.1 時点)
3～5歳児 (R2.4.2生～R5.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	37,000円
0～2歳児 (R5.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	42,000円

### 【注意事項】

- ・上記月額上限額は、令和8年4月1日時点の金額です。最新の上限額は市ホームページにてご確認ください。
- ・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- ・給付金が受け取れるのは、施設等利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。
- ・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- ・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

### 【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。



## (2)世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な添付書類
令和7(2025)年1月1日時点の住所が 福岡市外の方 ※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合	個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類 □マイナンバーカード(番号のわかる面) □通知カード □個人番号が記載された住民票等 ※「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。 もしくは 令和7(2025)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和8(2026)年1月1日時点の住所が 福岡市外の方 ※令和8(2026)年9月～令和9(2027)年3月に認定を希望する場合	個人番号(マイナンバー)がわかるいずれかの書類 □マイナンバーカード(番号のわかる面) □通知カード □個人番号が記載された住民票等 ※ 「個人番号通知書」は、個人番号確認書類として使用することはできません。 もしくは 令和8(2026)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和6(2024)年に海外で勤務・居住しており、 令和7(2025)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和8(2026)年4月～8月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和6(2024)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の 各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
令和7(2025)年に海外で勤務・居住しており、 令和8(2026)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和8(2026)年9月～令和9(2027)年3月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和7(2025)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の 各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
第1子が就学等の関係で市外在住している場合 単身赴任などで保護者が市外在住している場合	① 住民票 ② 生計を同一にしている旨の「申立書」

## 5. 申請にあたっての確認事項

### (1) 注意事項

- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日よりさかのぼることはできません。  
認定開始を希望する日前までにご申請ください。(認定開始希望日の当日消印有効)
- ◆ 認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。  
申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月前程度です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は(書類の偽造・改ざん等を含む)、認定を取り消す場合があります。

### (2) 申請結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和8年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

### (3) 認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、施設等利用給付認定申請書の『①申請者(認定保護者になる保護者)の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。変更する場合は変更となる保護者の本人確認書類の写しが必要となります。

### (4) 就労予定・復職予定の場合

- ◆ 就労開始予定の1か月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。  
提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

## 6. 申請方法・申請先

申請は、オンラインまたはメール、郵送にて承っております。オンライン申請は本案内 P1の冒頭に記載の二次元コードからオンライン申請ページへお進みください。郵送の場合は申請書類一式を封筒に入れ、下記住所へ送付してください。

お急ぎの場合は、〈福岡市役所 本庁舎 13F こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

※認定を受けた後の、給付金の請求手続きや、また、世帯の状況等に変更がある場合は、変更申請が必要となりますので、あわせて別途 R8 施設等利用給付認定を受けた後に必要な手続きのご案内をご参照ください。

### 問い合わせ先・郵送の場合の提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 施設等利用給付担当

TEL:092-711-4114

メール:hoikumusyuka@city.fukuoka.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、上記連絡先へご連絡ください。

# ○保育の必要性の事由別の必要書類等

保育の必要性の事由	必要な添付書類	認定の有効期間
<p>月60時間以上就労している (就労開始・復職予定含む)</p>	<p>○雇用されている 雇用予定・復職予定の方</p> <p>・勤務先会社等が発行した就労証明書 ※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。</p>	<p>満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなる場合があります。</p> <p><b>【事業内容が分かる書類の例】</b> 営業許可通知書の写し、登記簿謄本の写し、個人事業届の写し(税務署が受領したことが確認できるもの)等</p> <p>●<u>役員・内職・業務委託・自営業主で従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容がわかる書類の提出が必要です。</u></p> <p>また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。</p>
	<p>○自営業主の方</p> <p>・事業の営業主が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類</p>	
	<p>○自営業専従者・家族従業者の方</p> <p>・事業の営業主が記入した就労証明書</p>	
	<p>○役員・内職・業務委託にて従事している方</p> <p><b>【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】</b> ・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書</p> <p><b>【従事者本人が記入する場合】</b> ・従事者本人が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類</p>	
<p>育児・介護休業法に基づく育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要である ※一時的な預かりでの利用は、原則対象外</p>	<p>・就労証明書 ・育児休業に係る申立書 ・保育施設が発行した在園証明書</p>	<p>次のうち、いずれか短い期間 ア)育児休業期間の終了日の属する月の末日 イ)育児休業対象児童が1歳を迎えた日(誕生日の前日)の属する月の末日 ※パパ・ママ育休プラスの特例制度を利用する場合は、育児休業対象児童が1歳2か月を迎えた日が属する月の末日まで</p>

保育の必要性の事由	必要な添付書類	認定の有効期間
求職活動 開業準備等を行っている	求職活動状況申告書	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から90日が経過する日が属する月の末日まで
月60時間以上就学している (大学への就学・公共職業能力 開発施設において実施される職 業訓練を受けている等)	・在学証明書または学生証(写し) ・就学時間がわかるカリキュラム等の書類	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が 属する月の末日まで
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日 の後8週間)	母子手帳(表紙および出産予定日が記載してあるページ の写し) 又は、出産(予定)証明書	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)出産月の前2か月から出産日の後8週間を 経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は出産(予定日)日の14週間前
疾病、負傷、障がい等がある	○疾病・負傷がある方 ・診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由や期間の 記載が必要  ○障がいがある方 ・障害者手帳(写し)、診断書など	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が 短くなる可能性があります。
同居の親族(長期入院している 親族を含む)を常時介護又は看 護(月60時間以上)	・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・介護・看護についての申立書	
災害等の復旧にあたっている	・従事していることが証明できる書類 ・従事内容の申立書	

## 幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【認可外保育施設等】

### 【利用者】

No.	Q	A
1	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	確認を受けた施設を利用した場合、無償化の対象となります。
2	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどこに施設等利用費を請求しますか。	居住している市町村(施設等利用給付認定を受けた市町村)に施設等利用費を請求します。
3	出産により居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどこに施設等利用費を請求しますか。	居住している市町村(施設等利用給付認定を受けた市町村)に施設等利用費を請求します。
4	転入前に認可外保育施設を利用、施設等利用費の給付を受けていましたが、転入後も継続して同様の施設を利用、施設等利用給付費の給付を受けたいのですが、手続きが必要ですか。	転入先での施設等利用給付認定の申請が必要です。施設等利用給付費の給付を受けるには、居住している市町村で施設等利用給付認定を受ける必要があります。転入後14日以内にお手続きいただき、認定を受けることで継続して給付を受けることが可能です。
5	幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了しますか。	小学校就学前の3年間分の保育料が無償化されます。年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償化の対象となります。
6	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	3～5歳児クラスの場合、保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の認定の要件は、認可保育所の利用と同等です。また、0～2歳児クラスの場合、保育の必要性の認定がある方で、かつ住民税非課税世帯の方が対象となります。
7	就労以外の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	保育の必要性の認定の要件は、認可保育所の利用と同等です。就労以外の要件は、「幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内」をご確認ください。
8	認可保育所を利用しているが、認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	認可保育所を利用している子どもは、休日や夜間等の認可保育所の開園していない時間帯の利用であっても認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりません。
9	幼稚園を利用しているが、認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	保育の必要性の認定を受けた子どもで、在籍する幼稚園の預かり保育事業が、 ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費月額上限額1.13万円(3号認定者は月額1.63万円)から幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額が上限となります。なお、申請は、在籍する幼稚園経由となります。在籍する幼稚園の預かり保育事業が上記の要件に該当するかは、在籍する幼稚園にご確認ください。 ※幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。

No.	Q	A
10	幼稚園が夏休みなど長期休業中のみ8時間未満の預かり保育事業しか行っていない場合、認可外保育施設の利用はどうなりますか。	幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用も無償化の対象となる要件のうち、「平日8時間以上」は、教育時間を含めた時間であり、教育課程に係る教育を実施している平日を想定しています。したがって、教育課程に係る教育を実施している平日に8時間以上の預かりを行っている場合で、長期休業中のみ8時間を下回る場合は、要件に該当せず、認可外保育施設等の利用は無償化の対象となりません。
11	既に教育・保育給付認定を取得した子ども（認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等）が認可外保育施設を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付認定が必要ですか。	申請が必要です。 支給認定期間の開始日が「令和7年4月1日以降」で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性は既に認定されていますので、就労証明書等の証明書類の添付は不要です。 ただし、育児休業復帰予定で取得された教育・保育給付認定において、育児休業を延長された場合は、就労の要件に該当しなくなるため、原則無償化の対象外となります。
12	施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件になりますか。	施設等利用給付認定のみを申請する方も無償化の対象ですが、市町村は、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を確認することとなっております。
13	認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由によっては、施設等利用給付認定が受けられないことがありますか。	認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由は、施設等利用給付認定申請書の中で主な理由の1つにチェックを入れることになっております。選んだ理由によって、施設等利用給付認定が受けられないことはありません。
14	保育の必要性の認定については、毎年の申請を求めますか。	申請は必要ありません。 福岡市より毎年、保育の必要性等を確認するため、現況届及び保育の必要性が確認できる書類等の提出を求めます。
15	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及できますか。	認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 ただし何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があります。
16	転入の場合、施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及できますか。	認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 転入後、速やかに申請ください。 なお、転入日の都合により、施設の利用開始前に施設等利用給付認定を申請できない場合は、転入前にご相談ください。
17	認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用でも施設等利用費の給付対象となりますか。	月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、施設等利用給付の対象となります。
18	施設等利用給付認定は、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行いますか。	施設等利用費は1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、施設等利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。
19	月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、日割り計算を行いますか。	①途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額は、(3歳児以上の場合) 3.7万円× 転出日までの日数÷その月の日数 ②途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額は、(3歳児以上の場合) 3.7万円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数となります。(日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件です。)
20	育休の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の認定が受けられます。 ただし、利用施設を変更する場合や育休取得後に保育施設等を新規利用する場合は対象外となります。